

令和6年度事業報告（概要）

I. 総 括

令和6年度においては、「全社協 福祉ビジョン2020」とその「行動方針」に基づき、「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けて、6つの重点事業を掲げ取り組んだ。

とくに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援については、同年9月の豪雨災害により二重被災が発生した。本会においては前年度から継続し、災害ボランティアセンターの運営支援、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整、被災施設・事業所への応援職員の活動調整等、全国の社協、種別協議会等の関係者の協力を得つつ、支援活動を展開した。

また、災害福祉支援活動については、この間の継続的な要望活動の成果もあり、令和7年通常国会において、災害救助に「福祉サービスの提供」を位置づけること等が盛り込まれた災害救助法、災害対策基本法の改正案が国会に提出された。

福祉人材の確保・育成・定着については、本会政策委員会および全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）をはじめとする関係種別協議会において、全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善の実現に向け、関係各方面への働きかけを継続的に実施した。

その結果、令和6年度補正予算において、介護・障害福祉分野の賃金改善および物価高騰対策としての「重点支援地方交付金」の追加計上が図られるとともに、保育所等においては人事院勧告を踏まえた処遇改善予算が確保された。

コロナ特例貸付の償還については、令和7年1月からの総合支援資金の再貸付分等、すべての債権の償還が開始されることとなった。こうしたなか、令和6年10月の会計検査院の償還開始により「意見表示」において、フォローアップ支援のための体制強化の必要性等が指摘された。本会においては、この「意見表示」に対し、社会的な誤解を生むようなことがないよう社協の立場からの見解を表明するとともに、依然厳しい生活状況にある借受人への支援の取り組みを強化すべく、先駆的なフォローアップ支援事例などの情報共有や債権管理事務費の積極的な活用による職員体制強化への働きかけを行った。

また、「全社協福祉ビジョン2020」（令和2年2月策定）については、10年間の取り組み期間の中間年を迎えるにあたり、政策委員会に改定検討委員会を設置して見直し検討を行うとともに、社協「基本要項」についても、1年7か月に及ぶ見直し検討を経て、地域福祉推進委員会において令和7年3月に「社会福祉協議会 基本要項2025」をとりまとめた。

Ⅱ. 重点事業の実施状況

1. 災害福祉支援活動の展開

(1) 令和6年能登半島地震および奥能登豪雨への対応

① 災害ボランティアセンターの運営支援（社協の運営支援）

ブロック幹事県会議を適宜開催し、全国の社協から応援職員の派遣調整を行い、災害ボランティアセンターの立ち上げや住民ニーズ把握等の支援とともに被災地社協の事業全般に係る運営支援にあたった。

9月の豪雨災害による二重被災に伴う活動の長期化に伴い、令和6年1月18日から同12月末までに行った。全国各地の社協からの応援職員派遣は延べ12,839名に上った。

② 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動支援

本会が国より受託運営している災害福祉支援ネットワーク中央センターにおいて、石川県庁内に設置した現地本部に本会職員を常駐させ、各県行政、各県社協、関係種別協議会等の協力のもと各県チーム員の派遣調整を進め、災害派遣福祉チーム（DWAT）活動に係る支援を行った。

令和6年6月末の活動終了までに、全都道府県より延べ1,573人のチーム員が被災地で活動した。

③ 被災福祉施設等への介護職員等の応援派遣

令和6年1月10日、厚生労働省から各県に「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等への介護職員等の派遣依頼」が発出されたことを受け、本会が受託する災害福祉支援ネットワーク中央センターにおいて、石川県内の派遣要請施設・事業所と登録された派遣可能職員とのマッチングを開始し、7月末までに石川県内の61施設等に延べ1,521名のマッチングを実施した。

(2) 災害救助法、災害対策基本法改正への対応

本会では、令和6年5月に「令和7年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望」を厚生労働省、内閣府、関係国会議員等に提出したが、そのなかでは、災害福祉支援活動の強化に向けた法改正および体制整備並びに財政支援の充実を要望した。

その後も、公明党「災害法制見直し検討委員会」（6月3日）、厚生労働省「令和6年能登半島地震に係る災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動や介護職員等の応援派遣の検証」委員会（10月7日）に本会常務理事が出席、災害ケースマネジメントを通じた包括的支援、災害ボランティアセンター・DWAT活動等を支えるための公的支援の拡充や「災害福祉支援センター」の全国整備の必要性等について意見を述べる等、さまざまな機会を通して要望・発信を行った。

こうした活動の結果、令和7年通常国会において、災害救助の一部として「福祉サービスの提供」を位置づけること等を内容とした災害救助法、災害対策基本法の改正案が提出されることとなった。

同時に本会では、各都道府県社協に対して「災害福祉支援センター」の設置を働きかけ、令和6年度末までに7県で設置された。また、令和7年4月1日からはさらに

5 県に設置されることとなった。

〔要望提出〕

4月17日	古賀篤副大臣（内閣府防災担当）への要望
5月28日	令和7年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望（厚生労働省、内閣府、こども家庭庁、国会議員等）
6月3日	公明党「災害法制見直し検討委員会」
10月7日	厚生労働省「令和6年能登半島地震に係る災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動や介護職員等の応援派遣の検証」委員会
10月8日	全社協福祉懇談会 （関係国会議員への要望）
11月21日	「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために」（自民党政策懇談会、公明党政策要望懇談会）

（3）相次ぐ災害被災地への支援

7月25日からの大雨（秋田県、山形県）、宮崎県日向灘を震源とする地震（8月8日）、8月末の台風10号（神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県）、岩手県大船渡市山林火災（令和7年2月）等、全国各地で相次いで自然災害に際して、本会では職員を各被災地に派遣し、災害ボランティアセンターの設置および運営に向けた調整にあたるなど、被災地支援に取り組んだ。

（4）本会「大規模災害支援活動基金」の助成による被災地支援

本会が設置している「大規模災害支援活動基金」から、本会構成組織（都道府県・指定都市社協、種別協議会等）の令和6年能登半島地震に係る支援活動、および7月25日からの大雨にかかる被災地支援活動に対する助成金を送金した。

〔助成先一覧〕

社協名	助成金額	対象災害
富山県社会福祉協議会	2,602,379円	令和6年能登半島地震
新潟県社会福祉協議会	851,472円	令和6年能登半島地震
福井県社会福祉協議会	5,000,000円	令和6年能登半島地震
山形県社会福祉協議会	5,000,000円	7月25日からの大雨
合 計	13,453,851円	

2. 福祉の仕事の魅力発信と福祉人材の確保と育成

（1）福祉の仕事の魅力発信、多様な人材の確保

① 多様な媒体、機会を通じた福祉の仕事の魅力発信

ア) 全国経営協では、SNS（Instagram、YouTube）を活用した広報の強化を図るとともに、本年度新たに受託した厚生労働省「介護のしごと魅力発信等事業」

により制作した介護職員への密着ドキュメンタリー動画「A DAY in FUKUSHI ~ある ICT 担当の介護福祉士の日々」を公表 (YouTube)、介護職員自身による仕事の魅力、やりがいや誇りを発信した。(10 万回再生)

イ) 中央福祉人材センターでは、30・40 歳代の子育て世代を対象に、WEB 広告や Instagram を活用し、福祉の仕事の魅力ややりがいを発信したほか、多様な働き方、子育てと両立可能な職場環境、無資格・未経験者でも就職やスキルアップが可能であること等の情報を発信した。「福祉のお仕事」サイトへのマイページ登録件数 295 件 (前年度 (76 件) 比 288.16%増)

ウ) 全国保育士会では、YouTube において保育の専門性や保育現場の魅力を発信するとともに、X による組織の取り組み発信を強化した。

② 福祉人材センターによる人材確保・育成・定着支援のための取り組み強化

ア) 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の見直し検討

本会中央福祉人材センターでは、県福祉人材センターとしての指定法人である都道府県社協の総合力を活かした県センター機能の強化を図るべく、「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の中間年の見直し検討を行い、後半期の取り組み目標等を整理した。

そうしたなかにあって、全国の福祉人材センターにおける令和 6 年度の無料職業紹介事業の実績は以下のとおりであり、人材不足の厳しい情勢を反映したものとなった。

- ・新規求人数 250,306 人 : 前年度比 18,008 人 (6.71%) 減
- ・新規求職者数 53,261 人 : 同 1,091 人 (20.1%) 減
- ・採用者数 4,276 人 : 同 490 人 (10.28%) 減

イ) 福祉人材センターによる広報の強化

令和 6 年 10 月 2 日より開催された国際福祉機器展 (H.C.R) において、1 都 3 県の福祉人材センターの協力により特設ブースを開設、動画やパネル展示により福祉の仕事の魅力を発信するとともに、来場する学生をターゲットとした「福祉なんでも相談」を実施した。

(2) 福祉人材の育成

① 中央福祉学院研修の充実

本会中央福祉学院では、新規のソーシャルワーク実践研修として、複雑な生活課題・福祉ニーズをもつ個人レベルへの相談支援対応の充実と、その延長にある包括的な体制整備・地域づくりを実現できるソーシャルワーク実践力の向上を目的に、新たに「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修 (鍛えるコース、磨くコース)」を創設し研修を開催した。

また、社会福祉主事資格認定通信課程については、令和 6 年度よりオンデマンドの講義動画配信により集合研修 (スクーリング) 日程を 5 日間から 3 日間に短縮す

ることで、受講者の負担軽減と個々人のスケジュールにあわせた受講環境整備を図った。

その効果もあり、令和 6 年度の学院研修の受講者総数は 6,903 名、前年度比 74 名 (1.0%) 増と、コロナ禍を経て減少が続いた状況から、若干ながら回復に転じた。

② 種別協議会による研修の充実と福祉従事者の質の向上に向けた取り組み

各種別協議会等においては、時宜に応じたテーマ・プログラムによる全国大会・研修会等の開催により、サービスの質や従事者の専門性の向上を図った。

また、その開催にあたっては、会場での集合形式だけでなく、オンライン（ライブ）・オンデマンド配信も活用した多様な参加方法を設定し、多くの関係者の参加を得ることにつながった。

(3) 福祉人材の定着促進

① 処遇改善および物価高騰等への対応

本会政策委員会や全国経営協をはじめとする関係種別協議会では、厚生労働省、こども家庭庁に対して「令和 7 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書」を提出し、経済情勢・物価高騰に応じた他産業と遜色のない処遇改善の実現、福祉施設・事業所における職員配置基準の抜本的な改善等の要望を行った。

その結果、令和 6 年度補正予算において介護・障害福祉分野の賃金改善および物価高騰対策としての「重点支援地方交付金」の追加計上が図られた。

② 保育士等の処遇改善、退職手当共済制度加入に係る公費助成の維持

保育所等においては、人事院勧告を踏まえた処遇改善として、令和 6 年度補正予算、令和 7 年度予算において、プラス 10.7%の改善が図られた。また、福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等職員の加入に係る公費助成については、全国保育協議会による要望活動の成果もあり、令和 8 年度末までにあらためて結論を得ることとされ、当面、公費助成が維持されることとなった。

③ 福祉の現場における ICT 化の推進と業務効率化

全国経営協では、介護ロボット・ICT 等のテクノロジーを活用した好事例の普及等を図るとともに、福祉サービスの質と効率化を両立するため、福祉分野における生産性の向上に向けセミナー等を通じて発信した。

(4) 福祉サービスにおける虐待・権利侵害の防止とサービスの質の向上

① 虐待・権利侵害根絶に向けた専用サイトの活用促進

本会社会福祉施設協議会連絡会の専用サイト「気づくことで、傷つけない未来へ」における多様な取り組み、実践の掲載によるコンテンツの充実に向けて、同連絡会を構成する各協議会会員へのアンケート調査を実施した。

② 福祉サービスの質の向上に向けた研修実施

各種別協議会では、全国大会・研修会等において、虐待・権利侵害防止に向けた取り組みを共有するとともに、その根絶に向けて福祉関係者に求められる視点、具体的な実践について理解の促進を図った。

障害福祉分野においては、障害者虐待防止マネジャー研修会を開催し、虐待・権利侵害、身体拘束の防止、利用者本人による意思決定支援など、法や指定基準・運営基準、報酬改定の具体的内容にかかる総合的な理解を図るとともに、演習や参加者間の意見交換を通じて自施設・事業所の実践を振り返り、対応方針を検討する機会とした。

③ 全国児童養護施設協議会「倫理綱領」等の改定

令和4年児童福祉法改正により、子どもの意見表明支援や権利擁護にかかる環境整備、施設で暮らす子どもたちの年齢要件の弾力化、施設退所後の継続的な支援の実施などが盛り込まれたことを受け、全国児童養護施設協議会では「倫理綱領」「人権擁護のためのチェックリスト」の改定を行った。

3. 地域の住民や福祉関係者のつながりの再構築による多様な福祉課題への対応

(1) 重層的支援体制整備事業における社協の積極的参画

市町村における重層的支援体制整備事業の推進等による包括的な支援体制構築、総合的な権利擁護支援策の充実等に向けて、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」等に参画する社協関係者等に対し、社協の実践や課題等を踏まえた意見反映について働きかけを行った。

(2) 生活困窮者等の自立支援強化

本会が国から受託している生活困窮者自立支援制度人材養成研修について、新たに「子どもの学習・生活支援事業初任者研修」、「一時生活支援事業初任者研修」を創設し、10種類計14回の研修会を開催した（受講者1,930名、うち1,753名修了）。

なお、生活困窮者からの相談や包括的・継続的な支援を行う自立相談支援機関については全国で1,387か所が設置されているが、うち約6割が民間委託されており、その約8割を社会福祉協議会が担っている状況を確認した。

(3) 地域における「つながり」の強化

① 孤独・孤立対策推進法施行への対応

令和6年4月1日、孤独・孤立対策推進法が施行されたことを踏まえ、本会も幹事団体として参画する国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくため、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間として集中的な取り組みを働きかけることとした。

本会においても、全民児連、全国老人クラブ連合会、社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）の3組織が共同呼びかけ団体となり、広報・啓発活動や支援活動の促

進などを図る全国キャンペーンを展開した。

② ボランティア・市民活動の振興と福祉教育推進への取り組み

都道府県・指定都市社協ボランティア・市民活動センター所長会議における協議や広報誌による情報発信、都道府県社協主催の会議での協議等により「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2023」の周知および活用促進を図った。

(4) 住宅確保要配慮者への支援

居住支援に関する法改正を含む制度動向について、都道府県・指定都市社協の各ブロック会議等を通じた周知を図るとともに、社協、社会福祉法人における居住支援への取り組みを強化するため、居住支援法人の指定を受けることや居住支援協議会への参画を働きかけた。

4. コロナ特例貸付に係る借受人支援と債権管理

(1) 借受人への丁寧なフォローアップ支援

① 奏功事例の収集と全国的共有

各地の社協におけるフォローアップ支援の効果的な取り組み等を広く共有するため、生活福祉資金貸付事業担当職員研修会（7月4日～5日）および生活福祉資金貸付事業運営研究協議会（10月24日～25日）において、コロナ特例貸付の借受人等への支援について計6社協から実践発表の機会を設けた。

また、「ノーマ社協情報」におけるフォローアップ支援に関する特集掲載（12月号）、社協職員オンラインサロンにおける奏功事例の発信、さらに25事例を掲載した「コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集～社協のソーシャルワーク機能を発揮した実践事例～」の追加頒布（有償）を行った。

② 債権管理事務費の効果的活用に基づく社協の職員体制（支援体制）強化

フォローアップ支援を担う社協の体制強化については、令和6年10月の会計検査院「意見表示」においても指摘されたところであり、本会でも各種会議等を通じて各社協に対して職員体制強化のために債権管理事務費の積極的活用を働きかけ、令和6年度においては、都道府県社協職員として434名、市区町村社協職員として1,402名の計1,836名分の人件費が予算化されている状況を確認した。

③ 借受人支援ツールとしての「市区町村社協連携システム」の全国展開

市区町村社協による借受人フォローアップ支援ツールとしての「市区町村社協連携システム」（借受世帯情報閲覧システム）の導入状況は、1,019社協、導入率55.5%（令和7年3月末現在）となった。

(2) 債権状況の継続的な把握

コロナ特例貸付は、令和7年1月からの総合支援資金の再貸付分等の償還開始によ

りすべての債権の償還が開始された。本会においては、毎月、償還状況（債権状況の内訳、償還率、滞納、免除、猶予状況等）を継続的に把握し、各都道府県社協に情報提供することで、フォローアップ支援における対象者の優先順位づけ等に活用いただいている。

■貸付債権の償還等の状況(債権数)(令和7年3月末抽出時点)

償還開始時期	債権数	状況						
		債権債務関係終了			償還猶予中	償還実行中	未応答	その他
		全額免除	免除+償還	全額償還				
R5.1月	2,600,878	1,058,057 40.7%	82,318 3.2%	256,103 9.8%	74,300 2.9%	329,110 12.7%	247,908 9.5%	553,082 21.2%
R6.1月	620,735	245,026 39.5%	9,682 1.6%	3,186 0.5%	22,305 3.6%	154,047 24.8%	181,915 29.3%	4,574 0.7%
R7.1月	601,028	202,747 33.7%	578 0.1%	1,381 0.2%	18,689 3.1%	119,106 19.8%	257,722 42.9%	805 0.2%
合計	3,822,641	1,303,083 40.2%	92,000 2.6%	259,289 6.5%	96,605 3.4%	483,157 23.2%	429,823 23.2%	557,656 1.0%

注「その他」は、償還期限到来債権、一部免除も残額がある滞納債権等。

■償還金・償還率の状況(令和7年3月末時点)

資金種類	令和5年1月償還開始債権			令和6年1月償還開始債権			令和7年1月償還開始債権		
	累計償還計画額 (千円)	累計償還金額 (千円)	償還率 (%)	累計償還計画額 (千円)	累計償還金額 (千円)	償還率 (%)	累計償還計画額 (千円)	累計償還金額 (千円)	償還率 (%)
緊急小口資金	109,378,838	19,294,061	17.6%	5,437,753	1,783,453	32.8%			
総合支援資金(初回)	59,033,190	21,647,435	36.7%	2,392,280	756,536	31.6%			
総合支援資金(延長)				15,171,167	4,995,957	32.9%			
総合支援資金(再貸付)							3,173,045	947,290	29.9%
合計	168,412,028	40,941,496	24.3%	23,001,201	7,535,947	32.8%	3,173,045	947,290	29.9%

注 抽出時点で償還が終了している債権は除く

(3) 会計検査院の意見表示への対応

令和6年10月、会計検査院は17都府県でのコロナ特例貸付に関する調査結果に基づき、厚生労働大臣に対する「意見表示」を行った。本会では、これを受け都道府県・指定都市社協の常務理事・事務局長会議を緊急開催し、その内容について共有を図った。さらに一部の報道においては社協への誤解を招きかねない内容が含まれていたことから、マスコミにも配信している「アクションレポート」等を通じて、本会としての見解を示した。

その後、本来、特例貸付の対象外である生活保護受給世帯への貸付（被保護であることを隠しての申請）に係る国による全県調査に協力するため、市区町村別の借受人情報を抽出するシステム改修を行い、都道府県社協に提供した。

5. 各種福祉制度改正等への対応

(1) 大幅な処遇改善、物価高騰対策に係る要望活動

令和6年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、全体としてはプラス改定となり、処遇改善加算の一元化、配分ルール柔軟化や、令和6年2月から月額6,000円相当の介護職員等処遇改善が実施された。しかし、令和6年春闘での大手企業の賃上げ率(5.58%)や物価高騰等といった現状に照らせば、福祉人材確保・定着のためにはさらなる大幅な処遇改善が必要となっている。

本会政策委員会では、令和7年度予算要望において社会保障・福祉制度施策全体の拡充・財源確保とともに、令和6年度報酬改定の影響を踏まえた地域間格差や介護事業経営の実態把握と検証に基づく改善を要望した。

また、全国経営協では、高齢者福祉事業、障害者支援施設等を経営する会員法人を対象として「令和6年度介護・障害福祉サービス報酬改定による影響に関する調査」を実施し、報酬改定の影響を把握するとともに、改定効果の検証を行い、次期報酬改定に向けた検討を進めた。

(2) 訪問介護事業にかかる介護報酬引き下げへの対応

令和6年度介護報酬改定において、基本報酬が引き下げられた訪問介護事業については、全国で事業所の休廃止が発生する等の厳しい状況が生じており、全国ホームヘルパー協議会では会員を対象に令和6年度介護報酬改定による訪問介護事業所への影響等に関するアンケート調査を実施し、厚生労働省に対して実情に基づく改善要望等を行った。

また、本会発行の『月刊福祉』8月号において、「訪問介護の意義」を紹介し、訪問介護の基本報酬引き下げの事業所への影響と訪問介護の意義について解説した。

(3) 就労継続支援A型事業所の相次ぐ事業廃止に伴う大規模解雇への対応

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の影響により、全国の就労継続支援A型事業所において事業廃止が相次ぐ事態となった。その後は同年7月までに329事業所、解雇された障害者は約5千人に上った。

この状況を受け、全国社会就労センター協議会（セルプ協）では、令和6年9月、「就労継続支援A型事業所の事業廃止と大規模解雇を受けて」を厚生労働省に提出、就労継続支援A型の事業所指定や就労選択支援事業の運用、障害者支援施設のあり方などについて、現場実践に基づく改善提起を行った。

(4) 改正児童福祉法、子ども・子育て支援施策拡充への取り組み

令和8年度より本格実施される「こども誰でも通園制度」の円滑実施に向けてこども家庭庁に設置された「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」に全国保育協議会（全保協）役員が参画し、現場実践に基づく意見表明を行うとともに、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」に関するパブリックコメントに対し、全保協、全国保育士会から意見提出を行った。その結果、令和7年度における「こども誰でも通園制度」に係る運営費の増加に繋がった。

(5) こども性暴力防止、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けた対応

改正児童福祉法に基づく保育士資格管理の厳格化を受けて、過去に性暴力を行った保育士のデータベース活用やこども性暴力防止法（日本版DBS）の内容に関する関係者の理解を進めるため、関係種別協議会において会員向けの情報提供に取り組んだ。

また、厚生労働省の補助事業として実施された「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」有識者委員会に本会職員が参画し、女性自立支援施設等の権利擁護の仕組み、第三者評価基準の検討に協力を行った。

(6) 保護施設等の個別支援計画策定の義務化への対応

令和 6 年 10 月から保護施設において個別支援計画の策定が義務化されたことに伴い、全国救護施設協議会では全国大会等の機会を通じて「救護施設・更生施設における個別支援計画策定導入マニュアル」（全救協作成）を活用し、計画策定のポイントや策定手法等を周知した。

(7) ケアマネジメントに係る諸課題への対応

ケアマネジメントの質の向上および人材確保に向けた制度的・実務的な論点について包括的に検討を行うために厚生労働省に設置された「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」に、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会役員が参画、現場実践に基づく発信を行った。とくに第 3 回検討会においては、「地域包括・在宅介護支援センターからの 5 つの提案」を提出、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の業務負担とその軽減措置等を提案するとともに、中間整理案において居宅介護支援事業所と包括センターの主任ケアマネの兼務が記載されたことに反対を表明した。その結果、中間整理から兼務の文言が削除されることとなった。

(8) 「全社協福祉懇談会」の開催

10 月 8 日、令和 6 年度の「全社協福祉懇談会」を開催した。「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するため、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、社協の立場から各種制度改善や職員処遇のさらなる改善等に向けて要望を行うとともに、関係国会議員、厚生労働省・こども家庭庁幹部関係者との意見交換・交流を図った。

衆議院解散前日の開催となったが、国会議員 24 名（本人出席 11 名）を含む約 260 名の参加者を得た。

6. 社会福祉協議会の経営基盤強化への支援

(1) 「全社協 福祉ビジョン 2025」の検討

福祉関係者横断による取り組み課題や実践を提起する「全社協 福祉ビジョン 2020」（令和 2 年 2 月策定）については、2030 年までの 10 年間の取り組み期間の中間年を迎えることから、前年度からの検証準備委員会に続き、令和 6 年 8 月に学識経験者 3 名を含む改定検討委員会を設置し、コロナ禍を経て加速する社会状況の変化等を踏まえた見直し検討を行い、改定案の検討を進めた。

(2) 「社会福祉協議会基本要項 2025」の策定

社協の基本的性格や役割、機能等を示す「社会福祉協議会基本要項」については、令和 5 年度より地域福祉推進委員会において見直し検討を継続、令和 6 年 3 月にとりまとめた「社協基本要項 2025（第一次案）」をもとに、6 月に「基本要項フォーラム」を全国 3 か所（東京、岡山、仙台）で開催、以後も継続して都道府県・指定都市社協、市区町村社協に意見照会・意見反映作業を行いつつ、令和 7 年 3 月に「社会福祉協議会基本要項 2025」を取りまとめた。

(3) 市区町村社協の経営支援

本会では、これまで繰り返し社協職員に係る人件費補助の改善を求めてきたが、令和6年度において、福祉活動専門員、同指導員に係る地方交付税算定額の改善が図られた。これを受け、実際にその効果が各社協に届くよう、厚生労働省から自治体宛の事務連絡発出とともに本会からも都道府県・指定都市社協に対して、各自治体への予算確保の働きかけについて周知を行った。年度途中での連絡でもあり6年度予算への反映が難しい自治体が多かったことから、引き続き令和7年度において状況把握を行い、必要な働きかけを強化することとした。

	令和5年度	令和6年度	対比
福祉活動専門員	6,870千円	9,640千円	2,770千円(40.3%)増
福祉活動指導員	21,360千円	27,062千円	5,702千円(26.7%)増

7. 民生委員・児童委員の活動環境整備

(1) 新たな担い手確保のための取り組み強化

① 地方分権改革の議論も踏まえた民生委員・児童委員の選任のあり方検討

民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている状況を踏まえ、一昨年来、国の地方分権改革の議論において、当該市町村の在住要件について緩和を図るべきとの提案がなされた。これに対して全国民生委員児童委員連合会では在住要件は民生委員制度の本質に関わるものとして反対を表明、厚生労働省に設置された検討会における議論を経て、最終的に現任委員が近隣市町村に転居した場合であって、かつ活動が支障なく継続できる場合などに特例的に認められるべきものと、同会の意見を反映した内容で整理されることとなった。

② 新たな担い手確保のための取り組み

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」(5月12日の民生委員・児童委員の日からの1週間)において、全国の民生委員・児童委員がそれぞれの地域において組織的なPR活動を一斉に展開し、民生委員・児童委員の存在やその活動へのさらなる理解促進を図った。

(主な啓発活動)

- ・ 民生委員・児童委員の日の記念日登録
- ・ 民生委員・児童委員応援ピンバッジの作成・販売

また、全民児連では、令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での候補者推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう意見表明を行い、これを受けて、厚生労働省およびこども家庭庁から令和6年12月19日付で自治体に向けて事務連絡が発出された。

8. 福祉のナショナルセンターとしての組織運営

(1) 広報および情報発信機能の強化

- ① 「全社協 Action Report」の発行（定期発行（月2回））
- ② 全社協 Web サイトにおいて、本会研修・出版事業等の情報や制度・施策動向など幅広い情報提供を行うとともに、アクセスしやすい環境整備を実施した。
- ③ 本会「年次報告書（アニュアルレポート 2023-2024）」の発行

(2) 出版事業の充実

- ① 月刊3雑誌（『月刊福祉』『保育の友』『生活と福祉』）の刊行
- ② 『社会福祉学習双書 2025』（全15巻）年次改訂・発行
『最新 保育士養成講座』（第2～4、7、10巻）一部改訂・発行
- ③ 参考図書発行
- ④ 日本保育保健協議会の機関紙等の編集・発行業務の受託
- ⑤ 月刊3雑誌・参考図書の販売促進と広報・宣伝の強化
・Amazon プレイスにおける販売により、本会出版物の宣伝につながり、出版部ホームページからの売上が1,980万円となった。

(3) 社会福祉啓発関係事業の実施

- ・児童福祉週間、老人週間に係る啓発キャンペーンへの協力（ポスターの作成等）

(4) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金、福祉保険の運営

- ① 退職手当積立基金の運営においては、国内外の株式市場や為替相場が大きく変動するなかにおいて、年金運用コンサルタントの助言を得つつ、引き続き安全性を最重視した運用を行った。（令和6年度末充足率132.3%）
- ② ふくしの保険各制度の周知・加入促進のため、都道府県・指定都市社協発行物への広告掲載、関係会議における制度説明、未加入施設への加入案内送付等を行った。

(5) 全社協会長表彰の実施および全国社会福祉大会の開催

- ① 全社協会長表彰の実施（受賞者：2,529名、39社協）
- ② 全国社会福祉大会の開催
 - ・令和6年度より主催団体にこども家庭庁が加わり、本会、厚生労働省、中央共同募金会との4団体共催となった（参加者：583名、於：浅草公会堂）
 - ・記念講演「『生きる意味』の豊かさを求めて一支え合いから人生の輝きへ」
上田 紀行 氏（東海学園大学特命副学長・卓越教授）

(6) 狛江職員住宅跡地の売却

令和6年3月の理事会・評議員会で承認を得た本会職員住宅跡地（運用資産）の東京都狛江市への売却について、当初予定額より0.1億円増の1.9億円での売却、所有権移転登記を完了した。

(7) 国際交流・支援活動の推進

① アジア各国との民間社会福祉交流・支援事業の実施

アジア社会福祉従事者研修は、第 38 期生の修了式を令和 7 年 2 月 21 日に開催し、5 か国 5 名が研修を修了した（修了生総数は 8 か国・181 名）。

また、第 39 期生として、6 か国 6 名の研修生が 3 月 12 日に来日した。

② アジア社会福祉セミナーの開催

アジア社会福祉従事者研修事業修了生を各国から日本に招聘し、令和 6 年 10 月 1 日から 5 日間、ロフォス湘南をメイン会場として開催した。（5 年ごとの開催、参加者：修了生 7 か国 74 名、研修生 5 名、国内福祉関係者延べ 188 名）

また、修了生 7 名、日本・韓国・台湾関係者 5 名が登壇した国際福祉機器展 2024 「国際シンポジウム」には、一般来場者含め 200 名以上が来場し、本会国際交流・支援事業とアジア社会福祉従事者研修について広報し、協力・理解の輪を広げる機会となった。

③ 「第 26 回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」

令和 6 年 12 月に台湾で開催された「日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」（日韓台会議）では、「コロナ後の新しい貧困」をテーマに各国から政策と実践発表が行われ、出席者間で活発な意見交換が行われた。

また、本会議にあわせてスタディ・ツアー（台湾ツアー）を実施し、現地関係者との交流を通じて、地域の生活課題や福祉課題の理解を深めた。さらに、令和 6 年 4 月に発生した大地震により被害を受けた花蓮県の状況についての視察を実施した。

④ 「修了生支援事業」の実施

・アジア社会福祉従事者研修事業の修了生による 4 か国 8 事業に計 240 万円を助成

⑤ 「アジアの子どもたちに寄り添い、育むプロジェクト」の実施

・5 か国・34 名の子どもに就学支援等のための助成を実施